

1. 件名：東芝エネルギーシステムズ(株)原子力技術研究所臨界実験装置（NCA）の
廃止措置計画に係る行政相談
2. 日時：令和4年11月30日（水）10時00分～10時10分
3. 場所：原子力規制庁 10階南会議室（TV会議により実施）
4. 出席者
 - （1）原子力規制庁
原子力規制部 研究炉等審査部門
立元管理官補佐、島村主任安全審査官、井上安全審査専門職
 - （2）東芝エネルギーシステムズ株式会社
原子力技術研究所 担当部長 他2名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料 なし

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。原子炉規制庁、井上でございます。本日はですね8月5日、10月24に行政相談がございました。
0:00:10	N C A放射線モニターの更新に係る廃止措置計画の変更手続きの可否についての行政相談でございます。
0:00:20	10月24日にですね、内容を確認し後日回答させていただく旨をお伝えさせていただきました。本日はその回答をさせていただきます。
0:00:33	それでは回答をお願いいたします。
0:00:39	はい、それでは規制庁シマムラです。
0:00:43	上地まずは相談内容を簡単に
0:00:49	から
0:00:52	申し上げますと、まず、今回、 γ 線エリア向いたガスモニターダストモニターの更新ということで、N C Aにおきまして廃止措置計画の性能維持施設であります。
0:01:06	これらのモニターの更新を計画しており、
0:01:09	本コースに係る廃止措置計画変更認可申請の可否について確認したいという、
0:01:16	ものでございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:18	それから麒麟からの廃止措置計画では、これらの対象の機器は、第一段階の期間中に更新を行う予定で、
0:01:30	保安規定に基づいて必要な修理更新を行うことを定めていると。
0:01:36	それから、麒麟からの保安規定におきましては、供用期間中に設工認を受けた機器につきまして
0:01:46	その機能を変えず性能を同等もしくは同等以上とする場合の
0:01:53	修理取りかえ、改造につきましてはN C A 保守計画書に基づき、実施することを定めていると。
0:02:03	それから、今回更新します。これらの機器につきましては、麒麟課の設工認と同一仕様のものに構成するものであり
0:02:16	栗栖措置計画保安規定に基づく更新であることから、
0:02:21	廃止措置計画の申請変更認可申請は不要であるという考え。
0:02:28	考えていると、それから更新にあたっては保安規定に基づき、自主検査にて更新後の確認を行うと。以上が、の相談内容でございました。
0:02:42	それでこ0につきまして規制庁の内部で検討した結果をお伝えし、いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:51	まず、ホース本更新に係ります、廃止措置計画の変更認可申請につきましては、不要といたします。
0:03:01	なお、この更新の設置ですとか、工事に係りまして、品質管理を
0:03:13	があるわけですがこの品質管理につきましては品質マネジメントシステムに基づいて実施していただきたいということ。それから、
0:03:26	これを更新した後に、このモニターが、は性能維持施設でございますので、この性能維持施設の
0:03:34	性能が維持。
0:03:38	されていることを、ちゃんと自主検査等によりまして確認をしていただきたいという、以上が、回答の案。
0:03:49	回答でございます。
0:03:51	それでその理由としましては、
0:03:54	回答の理由としましては、この廃止措置段階にあります試験研究用の原子炉施設につきましては、規制庁、
0:04:05	の文章がございまして、
0:04:12	えーと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:14	供用期間中に、施設の設購入を要する工事と同等の工事を行う場合にありましては、この工事に着手する前に、
0:04:26	具体的な事項、
0:04:29	廃止措置計画に定め年間を受けるといふ、そういうような、
0:04:37	取り扱いをしております。それ、
0:04:40	今回の場合ですけれども、こちらも設工認、
0:04:46	の手続きの範囲ということで
0:04:49	岸こちらの研究炉と新蘇武審査部門のベースになりますけれども、こちらによりまして
0:05:02	この文章によりましてこの懇親を、
0:05:06	もし供用期間中に行つたとしても、施設購入を要する工事には、該当するといふふうに判断できますので、
0:05:16	今回のこの更新に係る廃止措置計画の認可申請は不要といふふうに判断を
0:05:25	いたしました。
0:05:27	そうですね。はい。それ今申し上げたのこの、
0:05:31	規制庁ですとか研究炉等審査部門、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:35	の文章につきましては
0:05:38	規制委員会のホームページに載っているものでございますけれども、これにつきましては
0:05:45	なかなか規制委員会のホームページ、探しにくいかと思いますのでこちらにつきましては後程アドレスの方をメール、
0:05:57	お送りしたいと思います。はい、回答としましては以上でございます。
0:06:06	ご紹介ありがとうございました了解いたしました。
0:06:12	はい、規制庁イノウエでございます。それでは、
0:06:17	本件、これにて終了というところで本日の行政相談も終了したいと思います。
0:06:27	沖。
0:06:28	それでは、ありがとうございました。
0:06:31	はい、ありがとうございます。
0:06:40	あ、すいません規制庁稲田でございます。それはちょっと、
0:06:43	機材のトラブルで、最後は
0:06:46	切れてしまいましたけど、その他何かございますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:54	東芝吉岡です。前回相談いたしましたサンプル試験については、ちょっと参考試験自体の計画を中断一致するという事で相談は、
0:06:59	注視したいと思っております。以上です。
0:07:03	はい。
0:07:04	承知いたしました。
0:07:07	これはよろしいですかね。はい、では、それでは結構です。はい。それでは本日の行政相談は終了したいと思います。ありがとうございました。
0:07:17	ありがとうございました当然ます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。